建設工事
競争参加資格審査申請書作成の手引き
［インターネット編］
（令和９・１０年度版）

＜＜北海道開発局申請用補足説明書＞＞

本説明書は、国土交通省のホームページに掲載している「建設工事競争参加資格審査申請書作成の手引き［インターネット編］（令和９・１０年度版）」（以下「インターネット一元受付手引き」という。）に基づき、インターネット方式により申請を行う者のうち、北海道開発局へ申請を希望する者を対象としたものです。

また、インターネット方式で申請書データ入力（北海道開発局）（インターネット一元受付手引きⅥ-12ページ）で工事区分「維持」へ申請し、かつ、総合評定値通知書に反映されていない河川又は道路の清掃、除草及び除雪の単独工事の完成工事高（その他申請外）を「維持」の完成工事高に含めて申請を希望する者は、北海道開発局事業振興部工事管理課企画スタッフへ別途、「工事経歴総括書」及び「工事経歴書」をメールで提出していただくことになります。



本説明書についてのお問い合わせは、下記までお願いします。
（ヘルプデスクでは対応しておりませんので、ご注意願います。）
北海道開発局事業振興部　工事管理課　企画スタッフ
電話番号：０１１－７０９－２３１１（内線：５４８０）

インターネット一元受付手引き　Ⅰ-7ページ
「Ⅰ．６　細区分工事種別の採用」についての補足

北海道開発局に申請する場合、細区分工事種別のイメージは、以下のようになります。

〈〈イメージ〉〉

経営事項審査において、「土木一式」の年間平均完成工事高が10億円の者がインターネットで申請する場合

① 申請者において、「土木一式」の完成工事高10億円を、工事内容に鑑みて、土木一式の細区分工種（20種）に分割して計上します。

（この申請者の場合、土木一式10億円の内訳は、一般土木工事７億円、プレストレストコンクリート工事１億円、法面処理工事１億円、土木保全工事１億円という内容です）

② 細区分工種（20種）の内容は、それぞれ北海道開発局の工事区分（15種）のいずれか（若しくは申請外）に対応しております。

結果的に、この申請者については、土木一式10億円は、北海道開発局における工事区分に対して、「一般土木」８億円、「PSコンクリート」１億円、「維持」１億円に振り分けられたこととなります。

経営事項審査	
土木一式	10 億

➡

細区分工種	
一般土木	7 億
遮音壁	
グラウト	
プレストレストコンクリート	1 億
法面処理・環境省(自然環境共生工事)	1 億
土木保全・環境省(自然環境共生工事)	1 億
：	

➡

北海道開発局の工事区分への振り分け	
一般土木	7 億
一般土木	
グラウト	
PSコンクリート	1 億
一般土木	1 億
維持	1 億
：	

⬇

一般土木	8 億
PSコンクリート	1 億
維持	1 億

※上記、「細区分工種の工事の内容」と「北海道開発局における希望工事区分」との関係については、8～17ページに記載してあります。

インターネット一元受付手引きⅠ-11ページ
「Ⅰ．９　認定（決定）通知の送付方法」についての補足

北海道開発局では、電子メールで資格決定通知書（PDF形式）を申請者に送信します。Ⅳ-1ページ　申請書データ入力（申請共通画面）の入力項目「17メールアドレス」に入力したメールアドレス宛に送信します。

なお、資格決定通知書の代理受領はできないため、代理申請の場合は申請者本人（又は申請者本人が属する会社等の申請事務担当者）のメールアドレスを入力してください。

メールアドレスに誤りがあると北海道開発局の資格決定通知書を受信できないため、確実に受信できるメールアドレスを正確に入力してください。

※資格決定通知メールの例

件名：【北海道開発局】令和９・１０年度一般競争（指名競争）参加資格の決定について

添付ファイル名：資格決定通知書.pdf

※メールの一例ですので、記載内容の一部に変更がある場合があります。

※資格決定通知書は、配信用アドレスhkd-ky-shikaku-81q@gxb.mlit.go.jpからのメールにPDF形式で添付されます。当該メールを確実に受信できるように予めメールの受信設定をお願いいたします。

北海道開発局
競争参加資格審査申請者　様

令和９・１０年度の一般競争（指名競争）参加資格申請について、審査の結果、添付の「資格決定通知書」のとおり決定したので通知します。
また、以下について必ずお読みください。

【重要事項（建設工事のみ）】
・経常建設共同事業体の申請をされる方は以下のページから申請様式をダウンロードし、以下問い合わせ先へ電子メール又は郵送により提出してください。
https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html

【連絡事項】
・審査結果については、当局ホームページの有資格者名簿閲覧ページでも御確認いただけます。
https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/category/u23dsn00000001d3.html

※このメールは配信専用アドレスで配信されております。メールの内容についてのお問い合わせは、お手数ですが、以下の問い合わせ先までお願いいたします。

本メールに関する問い合わせ先
北海道開発局　事業振興部
　　工事管理課　企画スタッフ
〒060-8511
札幌市北区北８条西２丁目　札幌第１合同庁舎（17階南側）
　℡　011-709-2311(内線5480)
　mail　hkd-ky-koukankikaku@ki.mlit.go.jp

インターネット一元受付手引きⅠ-22ページ
「Ⅰ．12　申請書データの申請内容修正期限後の変更（変更届の提出）について」についての補足

申請書データ受付期間の後（令和９年１月１６日（土）以降）に申請書データの内容変更が生じた場合は、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届」（以下「変更届」という。）にそれぞれ必要な書類を添付し、下記受付窓口へ速やかに提出してください。

なお、資格決定前にご提出いただける事項は次のとおりです。

資格決定前に変更できる事項

変更事項	変更内容
代表者等	役職名、代表者氏名
本社（本店）	商号又は名称、住所、電話・FAX番号、メールアドレス
資本・人的関係	資本関係に関する事項、役員の兼任に関する事項 国土交通省退職者の再就職状況に関する事項
営業所	名称、住所、電話・FAX番号 営業所の追加・廃止
指名通知書の送付先	
建設業許可等の状況	種類の増減（本店又は営業所） 一般⇔特定、知事⇔大臣

「希望工事区分」「希望部局」「希望工種分類」については、申請中の変更はできません。資格決定後にご提出ください。

「変更届」及び「辞退等届」の提出方法及び書式については、北海道開発局ホームページをご覧ください。

https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html

受付窓口

北海道開発局事業振興部工事管理課企画スタッフ

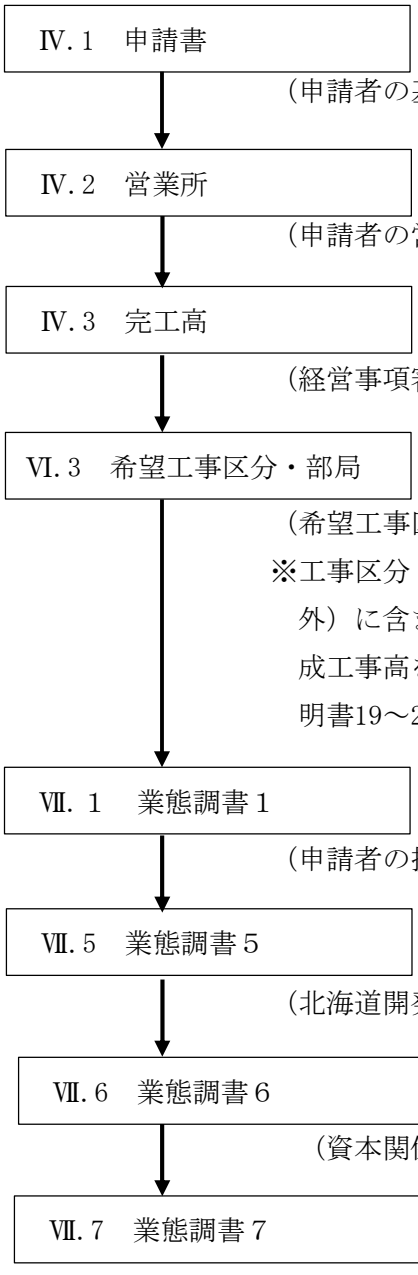
〒０６０－８５１１　札幌市北区北８条西２丁目　札幌第１合同庁舎

電話番号：０１１－７０９－２３１１　内線５４８０

メールアドレス：hkd-ky-koukankikaku@ki.mlit.go.jp

インターネット一元受付手引きⅢ-21ページ
「Ⅲ．７　機関別の申請内容」についての補足

北海道開発局に申請する場合、入力は次の順番で行います



［インターネット一元受付手引き　Ⅳ-1～5頁参照］
（申請者の基本的内容を入力します）

［インターネット一元受付手引き　Ⅳ-6～8頁参照］
（申請者の営業所情報を入力します）

［インターネット一元受付手引き　Ⅳ-9～10頁参照］
（経営事項審査の完成工事高について入力します）

［インターネット一元受付手引き　Ⅵ-12～15頁参照］
（希望工事区分及び希望部局の入力をします）

※工事区分「維持」を希望し、かつ、総合評定値通知書（その他申請外）に含まれる河川又は道路の清掃、除草及び除雪の単独工事の完成工事高を「維持」の完成工事高に含めて申請をする場合は、本説明書19～23ページ参照。

［インターネット一元受付手引き　Ⅶ-1～4頁参照］
（申請者の技術者情報を入力します）

［インターネット一元受付手引き　Ⅶ-17～19頁参照］
（北海道開発局への希望工種情報を入力します）

［インターネット一元受付手引き　Ⅶ-20～33頁参照］
（資本関係・人的関係状況を入力します）

［インターネット一元受付手引き　Ⅶ-34～37頁参照］
（国土交通省退職者再就職状況を入力します）

インターネット一元受付手引きⅤ-1～31ページ
「Ⅴ．１　細区分工種の種類と工事の内容について」及び「Ⅴ．２　各機関別細区分工種一覧表」についての補足

細区分工種の工事内容及び北海道開発局工事区分との関係については以下のとおりです。

細区分工種名			工事の内容	北海道開発局工事区分	
コード	建設業許可工事種別	細区分工種名			
0101	土木一式	一般土木	土木一式工事及び土木に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	01	一般土木
0102	土木一式	遮音壁	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、遮音壁に関するもの	01	一般土木
0103	土木一式	グラウト	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、岩盤、土中、ｺﾝｸﾘｰﾄ等にﾓﾙﾀﾙ･ｾﾒﾝﾄﾍﾟｰｽﾄを注入する工事（以下「ｸﾞﾗｳﾄ工事」という。）に関するもの	14	グラウト
0104	土木一式	ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄによる橋梁等工事及び橋桁等製作仮設工事（以下「ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ工事」という。）に関するもの	05	PSｺﾝｸﾘｰﾄ
0105	土木一式	法面処理・環境省（自然環境共生工事）	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、ｱﾝｶｰ工及びその他法面保護工事（以下「法面処理工事」という。）に関するもの	01	一般土木
0106	土木一式	土木保全・環境省（自然環境共生工事）	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、土木構造物に関する維持修繕工事（以下「土木保全工事」という。）に関するもの	15	維持
0107	土木一式	標識・環境省（自然環境共生工事）	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、道路標識の設置工事（以下「標識工事」という。）に関するもの	15	維持
0108	土木一式	防護柵・環境省（自然環境共生工事）	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、交通安全施設（防護柵等）の設置工事及び法面保護のためのﾈｯﾄ工事（以下「防護柵工事」という。）に関するもの	01	一般土木
0109	土木一式	トンネル内装	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、ﾄﾝﾈﾙ内装板の設置工事（以下「ﾄﾝﾈﾙ内装工事」という。）に関するもの	01	一般土木
0110	土木一式	軌道	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、軌道工事（以下「軌道工事」という。）に関するもの	16	その他（申請外）
0111	土木一式	港湾土木	土木一式工事及び土木に関する工事のうち、港湾の施設である外郭施設（防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、こう門、護岸、堤防、突堤、胸壁）・係留施設（岸壁、桟橋、係船浮標、浮き桟橋、係船杭、物揚場、船揚場）及び前記施設と同種の施設の工事（以下「港湾土木工事」という。）に関するもの	01	一般土木
0112	土木一式	レール溶接他	ﾚｰﾙ溶接工事又は基準器設置工事	16	その他（申請外）
0113	土木一式	一般土木・橋梁補修	土木一式工事及び土木に関する工事における橋梁補修工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	01	一般土木
0114	土木一式	遮音壁・橋梁補修	土木一式工事及び土木に関する工事における橋梁補修工事のうち、遮音壁に関するもの	01	一般土木

細区分工種名			工事の内容	北海道開発局工事区分	
コード	建設業許可工事種別	細区分工種名			
0115	土木一式	グラウト・橋梁補修	土木一式工事及び土木に関する工事における橋梁補修工事のうち、ｸﾞﾗｳﾄ工事に関するもの	14	グラウト
0116	土木一式	ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ・橋梁補修	土木一式工事及び土木に関する工事における橋梁補修工事のうち、ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ工事に関するもの	05	PSｺﾝｸﾘｰﾄ
0117	土木一式	土木保全・環境省(自然環境共生工事)・橋梁補修	土木一式工事及び土木に関する工事における橋梁補修工事のうち、土木保全工事に関するもの	15	維持
0118	土木一式	標識・環境省（自然環境共生工事）・橋梁補修	土木一式工事及び土木に関する工事における橋梁補修工事のうち、標識工事に関するもの	15	維持
0119	土木一式	防護柵・環境省（自然環境共生工事）・橋梁補修	土木一式工事及び土木に関する工事における橋梁補修工事のうち、防護柵工事に関するもの	01	一般土木
0120	土木一式	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	16	その他（申請外）
0201	建築一式	建築	建築一式工事及び建築に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	02	建築
0202	建築一式	木造建築	建築一式工事及び建築に関する工事のうち、耐火建築以外の建築工事（以下「木造建築工事」という。）に関するもの	02	建築
0203	建築一式	プレハブ建築	建築一式工事及び建築に関する工事のうち、ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ材を用いて施工する建築工事（以下「ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ建築工事」という。）に関するもの	02	建築
0204	建築一式	施設保全	建築一式工事及び建築に関する工事のうち、施設に係わる維持修繕工事（以下「施設保全工事」という。）に関するもの	02	建築
0205	建築一式	遮音壁	建築一式工事及び建築に関する工事のうち、遮音壁に関するもの	02	建築
0206	建築一式	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	16	その他（申請外）
0301	大工	建築	大工工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	02	建築
0302	大工	木造建築	大工工事のうち、木造建築工事に関するもの	02	建築
0303	大工	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	16	その他（申請外）
0401	左官	建築	左官工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	02	建築
0402	左官	木造建築	左官工事のうち、木造建築工事に関するもの	02	建築
0403	左官	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	16	その他（申請外）
0501	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	一般土木	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事で土木に関して他の工事種別に属する工事以外のもの	01	一般土木
0502	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	遮音壁	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事のうち、遮音壁に関するもの	01	一般土木
0503	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	グラウト	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事のうち、ｸﾞﾗｳﾄ工事に関するもの	14	グラウト
0504	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	杭打	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事のうち、鋼杭、鋼矢板等の既製杭による杭打工事及び場所打ちｺﾝｸﾘｰﾄ杭施工工事（以下「杭打工事」という。）に関するもの	01	一般土木
0505	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事のうち、ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ工事に関するもの	05	PSｺﾝｸﾘｰﾄ
0506	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	法面処理	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事のうち、法面処理工事に関するもの	01	一般土木

細区分工種名			工事の内容	北海道開発局工事区分	
コード	建設業許可工事種別	細区分工種名			
0507	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	土木保全	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事のうち、土木保全工事に関するもの	15	維持
0508	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	標識	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事のうち、標識工事に関するもの	15	維持
0509	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	防護柵	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事のうち、防護柵工事に関するもの	01	一般土木
0510	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	トンネル内装	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事のうち、ﾄﾝﾈﾙ内装工事に関するもの	01	一般土木
0511	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	鋼構造物一般	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事のうち、他の工事種別に属する鋼構造物工事以外の鋼構造物工事（以下「鋼構造物一般工事」という。）に関するもの	04	鋼橋上部
0512	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	鋼橋上部	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事のうち、鋼材を用いて製作する橋桁等製作架設工事（以下「鋼橋上部工事」という。）に関するもの	04	鋼橋上部
0513	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	建築	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事で建築に関して他の工事種別に属する工事以外のもの	02	建築
0514	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	木造建築	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事のうち、木造建築工事に関するもの	02	建築
0515	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	施設保全	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事のうち、施設保全工事に関するもの	15	維持
0516	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	一般土木・橋梁補修	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事における橋梁補修工事で土木に関して他の工事種別に属する工事以外のもの	01	一般土木
0517	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	遮音壁・橋梁補修	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事における橋梁補修工事のうち、遮音壁に関するもの	01	一般土木
0518	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	グラウト・橋梁補修	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事における橋梁補修工事のうち、ｸﾞﾗｳﾄ工事に関するもの	14	グラウト
0519	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	杭打・橋梁補修	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事における橋梁補修工事のうち、杭打工事に関するもの	01	一般土木
0520	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ・橋梁補修	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事における橋梁補修工事のうち、ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ工事に関するもの	05	PSｺﾝｸﾘｰﾄ
0521	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	土木保全・橋梁補修	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事における橋梁補修工事のうち、土木保全工事に関するもの	15	維持
0522	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	標識・橋梁補修	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事における橋梁補修工事のうち、標識工事に関するもの	15	維持
0523	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	防護柵・橋梁補修	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事における橋梁補修工事のうち、防護柵工事に関するもの	01	一般土木
0524	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	鋼構造物一般・橋梁補修	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事における橋梁補修工事のうち、鋼構造物一般工事に関するもの	04	鋼橋上部
0525	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	鋼橋上部・橋梁補修	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事における橋梁補修工事のうち、鋼橋上部工事に関するもの	04	鋼橋上部
0526	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	施設保全・橋梁補修	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事における橋梁補修工事のうち、施設保全工事に関するもの	15	維持
0527	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	16	その他（申請外）
0601	石	一般土木	石工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	01	一般土木
0602	石	遮音壁	石工事のうち、遮音壁に関するもの	01	一般土木
0603	石	土木保全	石工事のうち、土木保全工事に関するもの	15	維持
0604	石	建築	石工事のうち、建築に関するもの	02	建築
0605	石	施設保全	石工事のうち、施設保全工事に関するもの	15	維持
0606	石	一般土木・橋梁補修	石工事における橋梁補修工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	01	一般土木
0607	石	遮音壁・橋梁補修	石工事における橋梁補修工事のうち、遮音壁に関するもの	01	一般土木

細区分工種名			工事の内容	北海道開発局工事区分	
コード	建設業許可工事種別	細区分工種名			
0608	石	土木保全・橋梁補修	石工事における橋梁補修工事のうち、土木保全工事に関するもの	15	維持
0609	石	施設保全・橋梁補修	石工事における橋梁補修工事のうち、施設保全工事に関するもの	15	維持
0610	石	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	16	その他（申請外）
0701	屋根		屋根工事	02	建築
0702	屋根	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	16	その他（申請外）
0801	電気	電気設備	電気工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	09	電気
0802	電気	電気設備（鉄道信号設備）	電気工事の電気設備のうち、信号関係等に係るもの	09	電気
0803	電気	受変電設備	電気工事のうち、受変電設備、発電設備及びその他電源設備の工事（以下「受変電設備工事」という。）に関するもの	09	電気
0804	電気	受配電設備	電気工事のうち、受配電設備（自家発電設備、無停電電源設備、直流電源設備を含む）で機器製作（改造を含む）、据付、試験調整を伴う工事に関するもの	09	電気
0805	電気	施設保全	電気工事のうち、施設保全工事に関するもの	15	維持
0806	電気	電力線路	送電線路、電車線路、配電線路等の工事	16	その他（申請外）
0807	電気	電気設備・橋梁補修	電気工事における橋梁補修工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	09	電気
0808	電気	施設保全・橋梁補修	電気工事における橋梁補修工事のうち、施設保全工事に関するもの	15	維持
0809	電気	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	16	その他（申請外）
0901	管	暖冷房衛生設備	管工事で他の工事種別に属する工事以外のもの（以下「暖冷房衛生設備工事」という。）	08	管
0902	管	水処理設備	管工事のうち、水処理のﾌﾟﾗﾝﾄ設備（産業排水処理設備等）の工事（以下「水処理設備工事」という。）に関するもの	08	管
0903	管	施設保全	管工事のうち、施設保全工事に関するもの	08	管
0904	管	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	16	その他（申請外）
1001	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	一般土木	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ工事で土木に関して他の工事種別に属する工事以外のもの	01	一般土木
1002	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	遮音壁	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ工事のうち、遮音壁に関するもの	01	一般土木
1003	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	土木保全	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ工事のうち、土木保全工事に関するもの	15	維持
1004	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	ﾄﾝﾈﾙ内装	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ工事のうち、ﾄﾝﾈﾙ内装工事に関するもの	01	一般土木
1005	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	建築	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ工事で建築に関して他の工事種別に属する工事以外のもの	02	建築
1006	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	木造建築	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ工事のうち、木造建築工事に関するもの	02	建築
1007	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	施設保全	ﾀｲﾙ・ﾚﾝｶﾞ・ﾌﾞﾛｯｸ工事のうち、施設保全工事に関するもの	15	維持
1008	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	一般土木・橋梁補修	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ工事における橋梁補修工事で土木に関して他の工事種別に属する工事以外のもの	01	一般土木

細区分工種名			工事の内容	北海道開発局工事区分	
コード	建設業許可工事種別	細区分工種名			
1009	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	遮音壁・橋梁補修	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ工事における橋梁補修工事のうち、遮音壁に関するもの	01	一般土木
1010	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	土木保全・橋梁補修	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ工事における橋梁補修工事のうち、土木保全工事に関するもの	15	維持
1011	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	施設保全・橋梁補修	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ工事における橋梁補修工事のうち、施設保全工事に関するもの	15	維持
1012	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	16	その他（申請外）
1101	鋼構造物	鋼構造物一般	鋼構造物工事のうち、他の工事種別に属する工事以外のもの	07	機械装置
1102	鋼構造物	鋼橋上部	鋼構造物工事のうち、鋼橋上部工事に関するもの	04	鋼橋上部
1103	鋼構造物	遮音壁	鋼構造物工事のうち、遮音壁に関するもの	07	機械装置
1104	鋼構造物	土木保全	鋼構造物工事のうち、土木保全工事に関するもの	07	機械装置
1105	鋼構造物	標識	鋼構造物工事のうち、標識工事に関するもの	07	機械装置
1106	鋼構造物	防護柵	鋼構造物工事のうち、防護柵工事に関するもの	07	機械装置
1107	鋼構造物	軌道	鋼構造物工事のうち、軌道工事に関するもの	16	その他（申請外）
1108	鋼構造物	建築	鋼構造物工事のうち、建築に関するもの	02	建築
1109	鋼構造物	施設保全	鋼構造物工事のうち、施設保全工事に関するもの	07	機械装置
1110	鋼構造物	通信設備	鋼構造物工事のうち、監視制御・通信設備、防災・情報表示設備等の工事（以下「通信設備工事」という。）に関するもの	09	電気
1111	鋼構造物	機械設備一般	鋼構造物工事のうち、機械設備工事で他の工事種別に属する工事以外のもの（以下「機械設備工事」という。）	07	機械装置
1112	鋼構造物	建物機械設備	鋼構造物工事のうち、建物機械設備（車重計設備、軸重計設備、ｺﾞﾐ処理設備、ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ昇降設備、ｸﾚｰﾝ設備、ﾎﾟﾝﾌﾟ設備等）で機器製作（改造含む）、据付、試験調整を伴う工事（以下「建物機械設備工事」という。）並びに水処理設備工事に関するもの	07	機械装置
1113	鋼構造物	ﾄﾝﾈﾙ換気設備	鋼構造物工事のうち、ﾄﾝﾈﾙ換気設備（ﾄﾝﾈﾙ換気用送・排風機設備、集塵機設備等）で機器製作（改造含む）、据付、試験調整を伴う工事（以下「ﾄﾝﾈﾙ換気設備工事」という。）に関するもの	07	機械装置
1114	鋼構造物	鋼構造物一般・橋梁補修	鋼構造物工事における橋梁補修工事のうち、他の工事種別に属する工事以外のもの	07	機械装置
1115	鋼構造物	鋼橋上部・橋梁補修	鋼構造物工事における橋梁補修工事のうち、鋼橋上部工事に関するもの	04	鋼橋上部
1116	鋼構造物	遮音壁・橋梁補修	鋼構造物工事における橋梁補修工事のうち、遮音壁に関するもの	07	機械装置
1117	鋼構造物	土木保全・橋梁補修	鋼構造物工事における橋梁補修工事のうち、土木保全工事に関するもの	07	機械装置
1118	鋼構造物	標識・橋梁補修	鋼構造物工事における橋梁補修工事のうち、標識工事に関するもの	07	機械装置
1119	鋼構造物	防護柵・橋梁補修	鋼構造物工事における橋梁補修工事のうち、防護柵工事に関するもの	07	機械装置
1120	鋼構造物	施設保全・橋梁補修	鋼構造物工事における橋梁補修工事のうち、施設保全工事に関するもの	07	機械装置
1121	鋼構造物	通信設備・橋梁補修	鋼構造物工事における橋梁補修工事のうち、通信設備工事に関するもの	09	電気

細区分工種名			工事の内容	北海道開発局工事区分	
コード	建設業許可工事種別	細区分工種名			
1122	鋼構造物	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	16	その他（申請外）
1201	鉄筋	一般土木	鉄筋工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	01	一般土木
1202	鉄筋	遮音壁	鉄筋工事のうち、遮音壁に関するもの	01	一般土木
1203	鉄筋	軌道	鉄筋工事のうち、軌道工事に関するもの	16	その他（申請外）
1204	鉄筋	建築	鉄筋工事のうち、建築工事に関するもの	02	建築
1205	鉄筋	一般土木・橋梁補修	鉄筋工事における橋梁補修工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	01	一般土木
1206	鉄筋	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	16	その他（申請外）
1301	舗装	ｾﾒﾝﾄ舗装	舗装工事のうち、ｾﾒﾝﾄｺﾝｸﾘｰﾄを用いて行う道路等の舗装工事（土木保全工事を除く。）に関するもの	03	舗装
1302	舗装	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装	舗装工事のうち、瀝青ｱｽﾌｧﾙﾄ材を用いて行う道路等の舗装工事（土木保全工事を除く。）に関するもの	03	舗装
1303	舗装	土木保全	舗装工事のうち、土木保全工事に関するもの	15	維持
1304	舗装	ｾﾒﾝﾄ舗装・橋梁補修	舗装工事における橋梁補修工事のうち、ｾﾒﾝﾄｺﾝｸﾘｰﾄを用いて行う道路等の舗装工事（土木保全工事を除く。）に関するもの	03	舗装
1305	舗装	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装・橋梁補修	舗装工事における橋梁補修工事のうち、瀝青ｱｽﾌｧﾙﾄ材を用いて行う道路等の舗装工事（土木保全工事を除く。）に関するもの	03	舗装
1306	舗装	土木保全・橋梁補修	舗装工事における橋梁補修工事のうち、土木保全工事に関するもの	15	維持
1307	舗装	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	16	その他（申請外）
1401	しゅんせつ		しゅんせつ工事	06	しゅんせつ
1402	しゅんせつ	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	16	その他（申請外）
1501	板金	建築	板金工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	02	建築
1502	板金	標識	板金工事のうち、標識工事に関するもの	16	その他（申請外）
1503	板金	ﾄﾝﾈﾙ内装	板金工事のうち、ﾄﾝﾈﾙ内装工事に関するもの	16	その他（申請外）
1504	板金	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	16	その他（申請外）
1601	ガラス		ｶﾞﾗｽ工事	02	建築
1602	ガラス	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	16	その他（申請外）
1701	塗装	塗装一般	塗装工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	10	塗装
1702	塗装	区画線	塗装工事のうち、道路区画線工事に関するもの	10	塗装
1703	塗装	土木保全	塗装工事のうち、土木保全工事に関するもの	15	維持
1704	塗装	建築	塗装工事のうち、建築に関するもの	10	塗装
1705	塗装	施設保全・環境省（展示・内装仕上工事）	塗装工事のうち、施設保全工事に関するもの	15	維持
1706	塗装	塗装一般・橋梁補修	塗装工事における橋梁補修工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	10	塗装
1707	塗装	土木保全・橋梁補修	塗装工事における橋梁補修工事のうち、土木保全工事に関するもの	15	維持

細区分工種名			工事の内容	北海道開発局工事区分	
コード	建設業許可工事種別	細区分工種名			
1708	塗装	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	16	その他（申請外）
1801	防水	一般土木	防水工事で土木に関して他の工事種別に属する工事以外のもの	12	防水加工
1802	防水	法面処理	防水工事のうち、法面処理工事に関するもの	12	防水加工
1803	防水	土木保全	防水工事のうち、土木保全工事に関するもの	15	維持
1804	防水	建築	防水工事で建築に関して他の工事種別に属する工事以外のもの	02	建築
1805	防水	施設保全	防水工事のうち、施設保全工事に関するもの	15	維持
1806	防水	一般土木・橋梁補修	防水工事における橋梁補修工事で土木に関して他の工事種別に属する工事以外のもの	12	防水加工
1807	防水	土木保全・橋梁補修	防水工事における橋梁補修工事のうち、土木保全工事に関するもの	15	維持
1808	防水	施設保全・橋梁補修	防水工事における橋梁補修工事のうち、施設保全工事に関するもの	15	維持
1809	防水	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	16	その他（申請外）
1901	内装仕上	建築	内装仕上工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	02	建築
1902	内装仕上	木造建築	内装仕上工事のうち、木造建築工事に関するもの（畳、ふすまに関するものを除く）	02	建築
1903	内装仕上	畳・環境省・（展示・内装仕上工事）	内装仕上工事のうち、畳に関するもの	02	建築
1904	内装仕上	ふすま・環境省（展示・内装仕上工事）	内装仕上工事のうち、ふすまに関するもの	02	建築
1905	内装仕上	ﾄﾝﾈﾙ内装・環境省（展示・内装仕上工事）	内装仕上工事のうち、ﾄﾝﾈﾙ内装工事に関するもの	02	建築
1906	内装仕上	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	16	その他（申請外）
2001	機械器具設置	機械設備一般	機械器具設置工事のうち、機械設備一般工事に関するもの	07	機械装置
2002	機械器具設置	大気汚染防止設備工事	機械器具設置工事のうち、大気汚染防止のﾌﾟﾗﾝﾄ設備（集塵設備等）の工事（以下「大気汚染防止設備工事」という。）に関するもの	07	機械装置
2003	機械器具設置	ﾄﾝﾈﾙ換気設備	機械器具設置工事のうち、ﾄﾝﾈﾙ換気設備工事に関するもの	07	機械装置
2004	機械器具設置	水処理設備・環境省（水環境処理工事）	機械器具設置工事のうち、水処理設備工事に関するもの	07	機械装置
2005	機械器具設置	管・環境省（水環境処理工事）	機械器具設置工事のうち、管工事に関するもの	07	機械装置
2006	機械器具設置	土木保全	機械器具設置工事のうち、土木保全工事に関するもの	15	維持
2007	機械器具設置	標識	機械器具設置工事のうち、標識工事に関するもの	15	維持
2008	機械器具設置	軌道	機械器具設置工事のうち、軌道工事に関するもの	16	その他（申請外）
2009	機械器具設置	施設保全	機械器具設置工事のうち、施設保全工事に関するもの	15	維持
2010	機械器具設置	土木保全・橋梁補修	機械器具設置工事における橋梁補修工事のうち、土木保全工事に関するもの	15	維持
2011	機械器具設置	標識・橋梁補修	機械器具設置工事における橋梁補修工事のうち、標識工事に関するもの	15	維持
2012	機械器具設置	施設保全・橋梁補修	機械器具設置工事における橋梁補修工事のうち、施設保全工事に関するもの	15	維持

細区分工種名			工事の内容	北海道開発局工事区分	
コード	建設業許可工事種別	細区分工種名			
2013	機械器具設置	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	16	その他（申請外）
2101	熱絶縁	暖冷房衛生設備	熱絶縁工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	08	管
2102	熱絶縁	機械設備一般	熱絶縁工事のうち、機械設備工事に関するもの	08	管
2103	熱絶縁	施設保全	熱絶縁工事のうち、施設保全工事に関するもの	08	管
2104	熱絶縁	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	16	その他（申請外）
2201	電気通信	通信	電気通信工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	09	電気
2202	電気通信	遠方監視制御設備	電気通信工事のうち、遠方監視制御設備（情報交換設備、情報ﾀｰﾐﾅﾙ設備、伝送交換設備、衛星通信設備を含む）で機器製作（改造を含む）、据付、試験調整を伴う工事に関するもの	09	電気
2203	電気通信	交通情報設備	電気通信工事のうち、交通情報設備（可変表示設備、信号機設備、気象観測設備、交通量計測設備、画像伝送・処理設備、無線通信設備、ﾄﾝﾈﾙ内ﾗｼﾞｵ再放送設備、ﾄﾝﾈﾙ内拡声放送設備、ﾊｲｳｪｲﾗｼﾞｵ設備、路車間情報通信設備、自動料金収受設備を含む）で機器製作（改造を含む）、据付、試験調整を伴う工事に関するもの	09	電気
2204	電気通信	施設保全	電気通信工事のうち、施設保全工事に関するもの	09	電気
2205	電気通信	施設保全・橋梁補修	電気通信工事における橋梁補修工事のうち、施設保全工事に関するもの	09	電気
2206	電気通信	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	16	その他（申請外）
2301	造園	造園一般・環境省（自然環境共生工事）	造園工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	11	造園
2302	造園	土木保全・環境省（自然環境共生工事）	造園工事のうち、土木保全工事に関するもの	11	造園
2303	造園	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	16	その他（申請外）
2401	さく井		さく井工事	13	さく井
2402	さく井	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	16	その他（申請外）
2501	建具	建築	建具工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	02	建築
2502	建具	木造建築	建具工事のうち、木造建築工事に関するもの（ふすまに関するものを除く。）	02	建築
2503	建具	ふすま・環境省（展示・内装仕上工事）	建具工事のうち、ふすまに関するもの	02	建築
2504	建具	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	16	その他（申請外）
2601	水道施設	一般土木	水道施設工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	08	管
2602	水道施設	土木保全	水道施設工事のうち、土木保全工事に関するもの	08	管
2603	水道施設	暖冷房衛生設備	水道施設工事のうち、暖冷房衛生設備工事に関するもの	08	管

細区分工種名			工事の内容	北海道開発局工事区分	
コード	建設業許可工事種別	細区分工種名			
2604	水道施設	水処理設備	水道施設工事のうち、水処理設備工事に関するもの	08	管
2605	水道施設	施設保全	水道施設工事のうち、施設保全工事に関するもの	08	管
2606	水道施設	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	16	その他（申請外）
2701	消防施設	建築	消防施設工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	02	建築
2702	消防施設	施設保全	消防施設工事のうち、施設保全工事に関するもの	08	管
2703	消防施設	暖冷房衛生設備	消防施設工事のうち、暖冷房衛生設備工事に関するもの	08	管
2704	消防施設	非常用設備	消防施設工事のうち、非常用設備（火災報知器、水噴霧設備、消火栓設備）で機器製作（改造を含む）、据付、試験調整を伴う工事に関するもの	02	建築
2705	消防施設	電気設備	消防施設工事のうち、電気設備工事に関するもの	09	電気
2706	消防施設	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	16	その他（申請外）
2801	清掃施設	建築	清掃施設工事で他の工事種別に属する工事以外のもの	02	建築
2802	清掃施設	暖冷房衛生設備	清掃施設工事のうち、暖冷房衛生設備工事に関するもの	02	建築
2803	清掃施設	建物機械設備	清掃施設工事のうち、建物機械設備工事に関するもの	02	建築
2804	清掃施設	水処理設備	清掃施設工事のうち、水処理設備工事に関するもの	02	建築
2805	清掃施設	大気汚染防止設備工事	清掃施設工事のうち、大気汚染防止設備工事に関するもの	02	建築
2806	清掃施設	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	16	その他（申請外）
2901	解体	一般土木	解体工事で土木に関して他の工事種別に属する工事以外のもの	01	一般土木
2902	解体	遮音壁	解体工事のうち、遮音壁に関するもの	01	一般土木
2903	解体	グラウト	解体工事のうち、グラウト工事に関するもの	14	グラウト
2904	解体	杭打	解体工事のうち、鋼杭、鋼矢板等の既製杭による杭打工事及び場所打ちｺﾝｸﾘｰﾄ杭施工工事（以下「杭打工事」という。）に関するもの	01	一般土木
2905	解体	ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ	解体工事のうち、ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ工事に関するもの	05	PSｺﾝｸﾘｰﾄ
2906	解体	土木保全	解体工事のうち、土木保全工事に関するもの	15	維持
2907	解体	標識	解体工事のうち、標識工事に関するもの	15	維持
2908	解体	防護柵	解体工事のうち、防護柵工事に関するもの	01	一般土木
2909	解体	トンネル内装	解体工事のうち、トンネル内装工事に関するもの	01	一般土木
2910	解体	鋼構造物一般	解体工事のうち、他の工事種別に属する鋼構造物工事以外の鋼構造物工事（以下「鋼構造物一般工事」という。）に関するもの	04	鋼橋上部
2911	解体	鋼橋上部	解体工事のうち、鋼材を用いて製作する橋桁等製作架設工事（以下「鋼橋上部工事」という。）に関するもの	04	鋼橋上部
2912	解体	建築	解体工事で建築に関して他の工事種別に属する工事以外のもの	02	建築
2913	解体	木造建築	解体工事のうち、木造建築工事に関するもの	02	建築

細区分工種名			工事の内容	北海道開発局工事区分	
コード	建設業許可工事種別	細区分工種名			
2914	解体	施設保全	解体工事のうち、施設保全工事に関するもの	15	維持
2915	解体	一般土木・橋梁補修	解体工事における橋梁補修工事で土木に関して他の工事種別に属する工事以外のもの	01	一般土木
2916	解体	遮音壁・橋梁補修	解体工事における橋梁補修工事のうち、遮音壁に関するもの	01	一般土木
2917	解体	グラウト・橋梁補修	解体工事における橋梁補修工事のうち、グラウト工事に関するもの	14	グラウト
2918	解体	杭打・橋梁補修	解体工事における橋梁補修工事のうち、杭打工事に関するもの	01	一般土木
2919	解体	ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ・橋梁補修	解体工事のうち、ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ工事に関するもの	05	PSｺﾝｸﾘｰﾄ
2920	解体	土木保全・橋梁補修	解体工事における橋梁補修工事のうち、土木保全工事に関するもの	15	維持
2921	解体	標識・橋梁補修	解体工事における橋梁補修工事のうち、標識工事に関するもの	15	維持
2922	解体	防護柵・橋梁補修	解体工事における橋梁補修工事のうち、防護柵工事に関するもの	01	一般土木
2923	解体	鋼構造物一般・橋梁補修	解体工事における橋梁補修工事のうち、鋼構造物一般工事に関するもの	04	鋼橋上部
2924	解体	鋼橋上部・橋梁補修	解体工事における橋梁補修工事のうち、鋼橋上部工事に関するもの	04	鋼橋上部
2925	解体	施設保全・橋梁補修	解体工事における橋梁補修工事のうち、施設保全工事に関するもの	15	維持
2926	解体	その他	当該業種を廃業した場合に、年間平均完成工事高を入力する	16	その他（申請外）
3001	その他		その他	16	その他（申請外）
3101	建設業法以外	土木関係	建設業法以外の工事で土木関係のもの	16	その他（申請外）
3102	建設業法以外	施設関係	設業法以外の工事で施設関係のもの	16	その他（申請外）

注意：細区分コード０１１１の港湾土木については、以下のとおり補足します。

① 港湾の施設とは、港湾法第２条に定める港湾施設及びその他の社会通念上の港湾における施設をいい、港湾区域外のﾏﾘｰﾅや発電所等の専用港湾の施設を含む。

② 前記施設と同種の施設とは、港湾の施設以外の施設であって空港の施設、漁港の施設、海岸の施設等の「防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、こう門、護岸、堤防、突堤、胸壁（外郭施設）」及び「岸壁、桟橋、係船浮標、浮き桟橋、係船杭、物揚場、船揚場（係留施設）」その他の施設で、海域及び海岸に建設される施設をいう。なお、河川の施設である導流堤、水門、堤防等で、河口部の海域及び海岸に建設されるものは含まれる。

③ 上記①及び②の施設の建設に関連して施工されるｹｰｿﾝ、ﾌﾞﾛｯｸ等のﾌﾟﾚｷｬｽﾄ部材製作工事、地盤改良工事等の全ての工事が含まれる。

④ 上記の工事に係る完成工事高は、請負工事単位で港湾土木工事（請負工事に占める港湾土木工事の割合が、５０％以上のものに限る。）に該当するものを計上するものとする。なお、一つの請負工事に係る完成工事高を分割又は重複計上することはできない。

インターネット一元受付手引きⅥ-12ページ
「Ⅵ．３　北海道開発局（個別画面）」についての補足

河川又は道路の清掃、除草、除雪の単独工事をご希望の方は、「維持」にチェックの上、本説明書19～23ページをご参照ください。

インターネット一元受付手引きⅧ-20ページ
「Ⅷ．６　業態調書６」についての補足

北海道開発局における「同一入札への参加が制限される場合」の取り扱いについては、「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」（平成27年３月23日付け北開局工管第307号）〔最終改正 令和８年９月７日付け北開局工管第82号〕により、以下の３．その他（例２）の関係も制限の対象としております。詳細は、北海道開発局ホームページの「共同企業体Q&A」をご覧ください。

https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html

３．その他

上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

（例１）組合（共同企業体を含む）の場合

組合とその構成員の会社等が同一入札に参加することはできません。

（例２）経常建設共同企業体の構成員の場合

経常建設共同企業体の構成員同士が同一入札に参加することはできません。

（ただし、経常建設共同企業体として登録されている工事区分に限る。）

北海道開発局の工事区分「維持」のうち河川又は道路の清掃、除草及び除雪の単独工事を希望する者について

(1) 「工事経歴総括書」及び「工事経歴書」の提出が必要となる場合

北海道開発局の工事区分「維持」を希望し、かつ、総合評定値通知書に反映されていない河川又は道路の清掃、除草及び除雪の単独工事の完成工事高（その他申請外）を「維持」の完成工事高に含めて申請を希望する場合は、「工事経歴総括書」及び「工事経歴書」を提出願います。

「工事経歴総括書」については、細区分工種「建設業法以外（土木関係）」完成工事高と一致したものを提出願います。

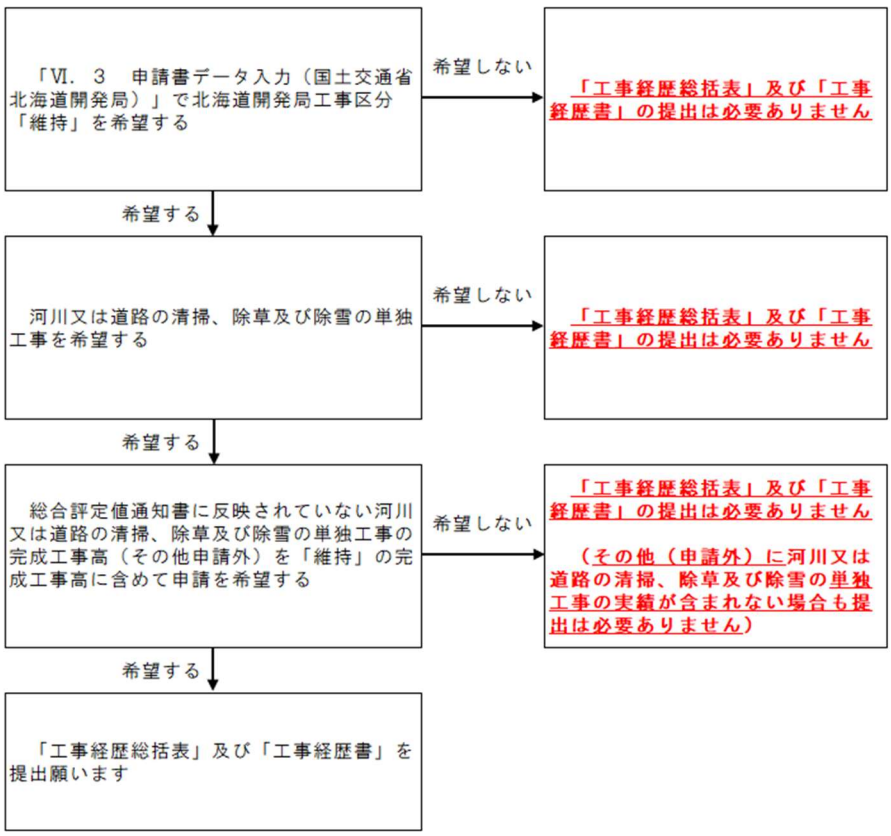
「工事経歴書」については、直前１年度及び直前２年度分の河川・道路の清掃、除草及び除雪にかかる単独工事実績を記載したものを提出願います。

なお、河川・道路の清掃、除草及び除雪の単独工事実績がない場合は提出する必要はありません。

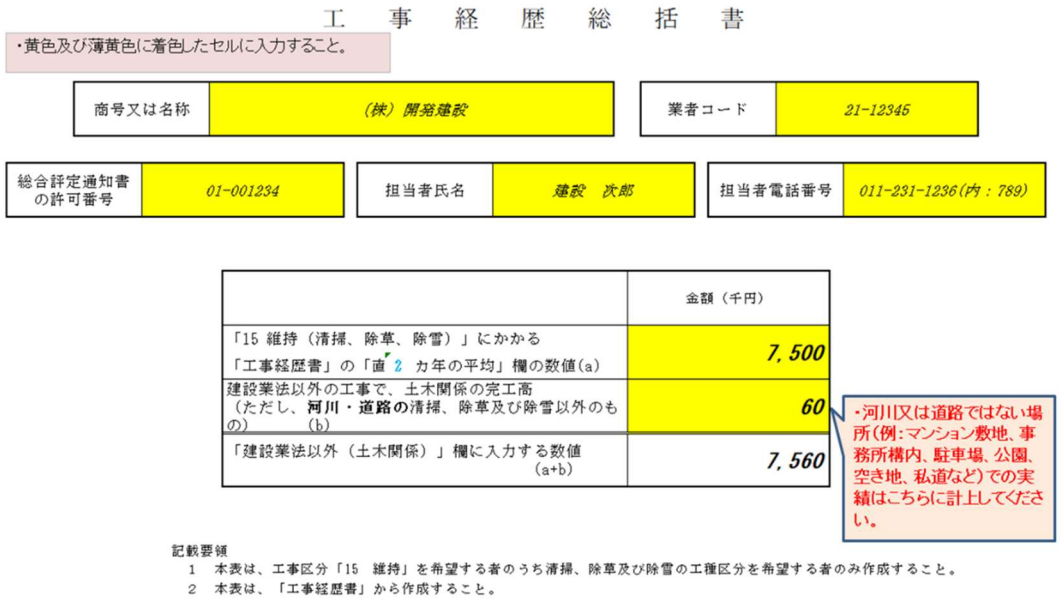
※　「工事経歴総括書」及び「工事経歴書」は、北海道開発局ホームページからダウンロードしたExcelデータを使用して作成してください。

https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html

「工事経歴総括表」及び「工事経歴書」提出フロー



(2) 「工事経歴総括書」の作成方法



工　事　経　歴　総　括　書

・黄色及び薄黄色に着色したセルに入力すること。

商号又は名称	*(株) 開発建設*	業者コード	*21-12345*

総合評定通知書の許可番号	*01-001234*	担当者氏名	*建設　次郎*	担当者電話番号	*011-231-1236(内：789)*

	金額（千円）
「15 維持（清掃、除草、除雪）」にかかる「工事経歴書」の「直2 カ年の平均」欄の数値(a)	*7, 500*
建設業法以外の工事で、土木関係の完工高（ただし、**河川・道路の**清掃、除草及び除雪以外のもの）　(b)	*60*
「建設業法以外（土木関係）」欄に入力する数値　(a+b)	*7, 560*

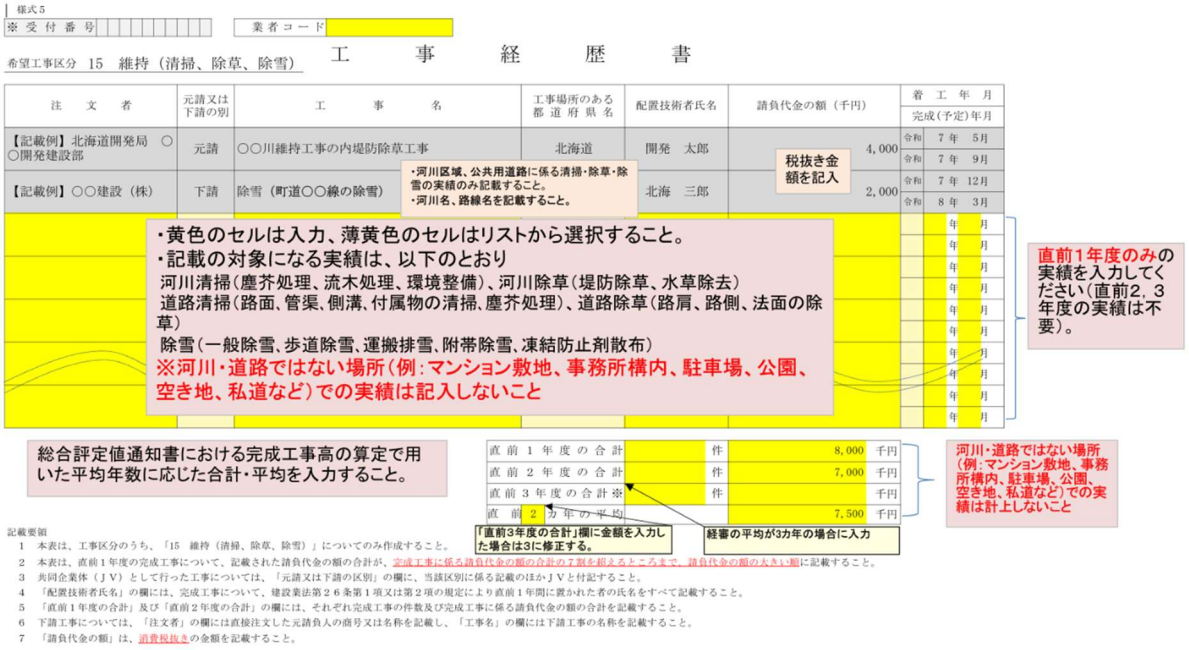
・河川又は道路ではない場所(例：マンション敷地、事務所構内、駐車場、公園、空き地、私道など)での実績はこちらに計上してください。

記載要領
1　本表は、工事区分「15　維持」を希望する者のうち清掃、除草及び除雪の工種区分を希望する者のみ作成すること。
2　本表は、「工事経歴書」から作成すること。

※斜文字は入力例

入力項目	入　力　要　領
商号又は名称	○申請書データにおいて入力した「10 商号又は名称」と同一の名称を入力する。
業者コード	○北海道開発局の業者コード（２桁ハイフン５桁○○－○○○○で表示される。）を有する場合は、入力する。 ○北海道開発局の業者コードを有しない場合は、「なし」と入力する。
総合評定値通知書の許可番号	○申請書データにおいて入力した「総合評定値通知書の許可番号」と同一の番号を入力する。
担当者氏名	○申請書データにおいて入力した「12 担当者氏名」と同一の氏名を入力する（フリガナについても入力する。）。
担当者電話番号	○申請書データにおいて入力した「14 担当者電話番号」と同一の電話番号を入力する（内線についても必要があれば入力する。）。
「15　維持（清掃、除草、除雪）」にかかる「工事経歴書」の「直前２（又は３）ヶ年の平均」欄の数値	○「工事経歴書」から「直前２（又は３）ヶ年の平均」欄に入力された数値を入力する。 この欄に入力された数値が、「15 維持」の年間平均完成工事高に合算される（その作業は、北海道開発局において行う。）。
建設業法以外の工事で、土木関係の完工高 （ただし、清掃、除草及び除雪以外のもの）	○建設業法以外の工事で、土木関係（清掃、除草及び除雪は除く。）の完成工事高がある場合は、この欄に入力する（「工事経歴書」の作成及び提出は不要。）。
「建設業法以外（土木関係）」欄に入力する数値	○上の２つの欄の合計を入力する。 ※この欄の数値は、申請書データにおいて「完工高」を入力する際の建設業法工種名「建設業法以外」の細区分工種名「土木関係」欄の数値と一致する。

(3) 「工事経歴書」の作成方法



※上段２行は記載例

※工事経歴書のうち、「直前２カ年間の平均」欄の平均年数については、次のとおり２年分又は３年分で作成すること。

① 経営事項審査を受けていない場合は、直前１年度及び直前２年度の２年分の完成工事高を入力する。

② 経営事項審査を受けている場合は、総合評定値通知書における完成工事高の算定で用いた平均年数に応じて、直前１年度及び直前２年度の２年分、もしくは直前１年度、直前２年度及び直前３年度の３年分の完成工事高を入力する。

入力項目	入　力　要　領
受付番号･業者ｺｰﾄﾞ	○業者コードを記載すること。受付番号は入力不要。
注文者 元請又は下請の別 工事名 工事場所のある都道府県名 配置技術者氏名 請負代金の額 着工年月 完成（予定）年月	○直前１年度の完成工事について、記載された請負代金の額の合計が、完成工事に係る請負代金の額の合計（直前１年度）の７割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に入力すること。ただし、請負代金の額が５００万円未満の工事については、１０件を超えて入力することを要しない（この場合は、入力された請負代金の額の合計が７割未満でもよい。）。 ※直前１年度とは、総合評定値通知書の審査基準日（決算日）から直前１年度をいう。 （例）審査基準日（決算日）が令和８年３月３１日の場合 直前１年度は、令和７年４月１日～令和８年３月３１日
直前１年度の合計 直前２年度の合計	○それぞれの年度における完成工事の件数及び完成工事に係る請負金の額の合計を入力すること。
直前２カ年間の平均	○「直前１年度の合計」と「直前２年度の合計」の平均を入力すること。 ※「直前３年度の合計」に入力した場合は、「直前２カ年の平均」の「２」を「３」に修正し、「直前１年度の合計」、

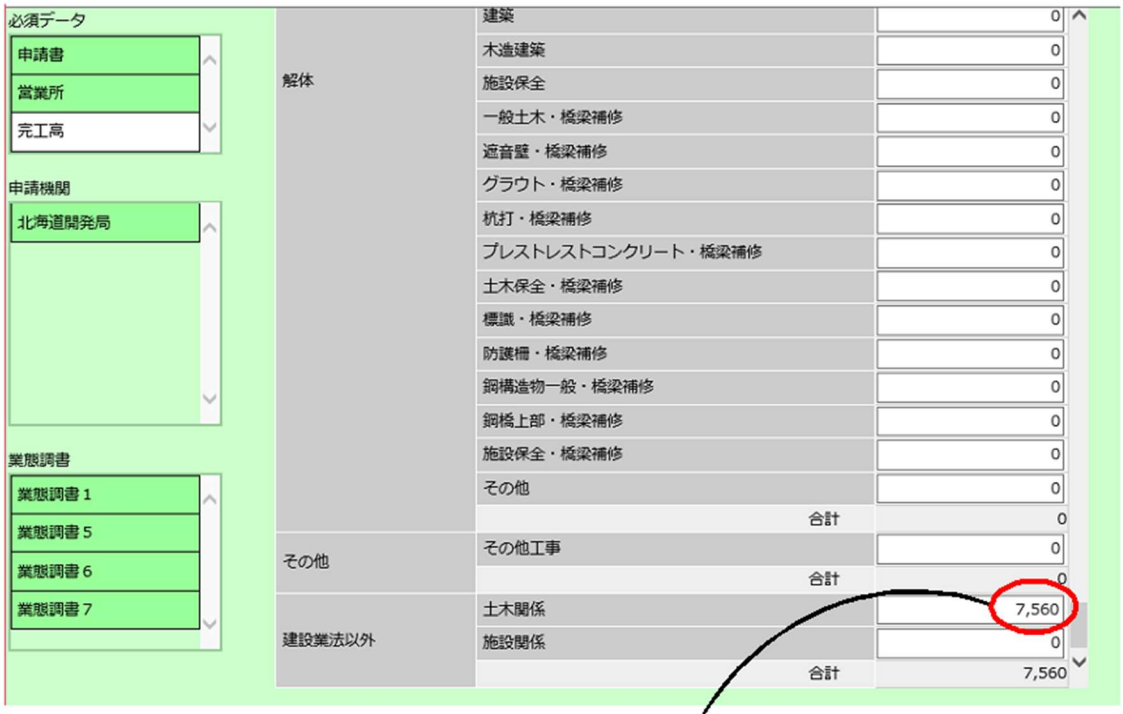
	「直前２年度の合計」及び「直前３年度の合計」の平均を入力すること。

(4) 「工事経歴総括表」及び「工事経歴書」作成時の留意点

（インターネット一元受付手引きⅥ-13ページ※印の補足）

インターネット一元受付手引きⅣ-9ページ以降で説明している完成工事高について、建設業法工種名「建設業法以外」の細区分工種名「土木関係」欄の数値と、「工事経歴総括書」の「「建設業法以外（土木関係）」欄に入力する数値」欄の数値が一致しているかご確認ください。

Ⅳ-3完工高



工事経歴総括書

	金額（千円）
「15 維持（清掃、除草、除雪）」にかかる「工事経歴書」の「直前２ヶ年の平均」欄の数値 （ａ）	7,500
建設業法以外の工事で、土木関係の完工高（ただし、清掃、除草及び除雪以外のもの） （ｂ）	60
「建設業法以外（土木関係）」欄に入力する数値 （ａ＋ｂ）	7,560

(5) 「工事経歴総括書」及び「工事経歴書」の提出方法及び提出期限

「工事経歴総括書」及び「工事経歴書」は、北海道開発局ホームページからダウンロードし作成したExcelデータを、メールにより下記まで送付してください。

※必ずダウンロードしたExcelファイルを使用し、PDF等別の形式に変換せず、Excelのまま送信してください。

なお、原則として、「Ⅳ-1.申請書入力画面」において記載したメールアドレスから送付してください。ただし、行政書士による代理申請の場合は、行政書士のメールアドレスでも結構です。

北海道開発局　事業振興部　工事管理課　企画スタッフ

メールアドレス：hkd-ky-koukankikaku@ki.mlit.go.jp

提出期限

令和９年１月１５日（金）

「工事経歴総括書」及び「工事経歴書」については、北海道開発局ホームページに掲載しておりますので、そちらをご使用ください。

アドレス

https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html

（上記アドレスのページを開いた後、定期受付コンテンツ内の「【建設工事】工事経歴書等の様式」をご参照ください。）